

14.5-41



14.5  
41

商 業 研 究 所 講 演 集

第 四 十 四 冊

齋藤常三郎講演

破 産 管 財 人 の 監 督

神 戸 商 業 大 學 商 業 研 究 所



始







破  
產  
管  
財  
人  
の  
監  
督

商業研究所第二十七回講演會(昭和四年十二月二十日)講演

齋  
藤  
常  
三  
郎



發行所寄贈本



14-5-41



### 破産管財人の監督

齋藤常三郎

一、昨千九百二十七年十一月頃伯林セーネブルク區裁判所に於て相續財産管理人の不正事件あり、又伯林シャロテンブルヒ區裁判所に於て強制管理人が不正行爲を爲して自殺したる事件あり(註一)又た昨千九百二十八年七月頃伯林郊外ホッダムに於ける某破産管財人及びケムニツチ市に於ける某破産管財人が孰れも破産財團に屬する金錢横領の爲め拘留せられたる趣であり(註二)又た伯林シャロテンブルヒ區裁判所破産係判事Levy氏の報ずる所に依れば、其取扱破産事件中に破産管財人及び其使用人に不適當の行爲を爲したる者ありて、其大部分は強ち犯罪行爲と云ふべきものにはあらざるも、然し帳簿及び金錢出納に關する記帳の懈怠及び無秩序なるものありて、例へば銀行利子を破産財團に組入ることを忘却し、又現金

破産管財人の監督



發行所 齋藤常三郎



勘定と銀行計算との符合せざるものあり、又破産管財人の帳簿係が毎月自己の手當を破産財團の負擔に歸せしめたることあり、尙破産管財人の使用人が帳簿に不正の記載を爲し、又破産管財人が預金を無斷で寄託所より取出し且高き利子を得んが爲めに他の私立銀行に預け換へを爲したるが如き事實ありとのことである(註三)。

(註一) (二) Konkurs- und Treuhandwesen 1 Jahrg. (1927) Heft. 11. S. 170; Dasselbe 2 Jahrg. (1928) Heft. 7. S. 100,

尙國民經濟雜誌第四十八卷一號一〇頁參照。

(註三) Dasselbe 2 Jahrg. (1928) Heft. 5. S. 74.

二前記の如く相續財産管理人、強制管理人及び破産管財人の不正事件頻出せる爲め、當時獨逸の法曹界に衝動を起し、判事Levy氏は、或は不誠實なる破産管財人(Der ungetreue Konkursverwalter)なる標題の下に(Konkurs u. Treuhandwesen 1 Jahrg. Heft. 2) 或は監督を多くせよ(Mehr Aufsicht)なる題目の下に(Dasselbe 2. Jahrg. Heft. 5) 或は破産管財人の監督(Die Aufsicht über den Konkursverwalter)なる名稱の下に破産管財人に對する監督及び其方法等に關しての意見を發表し、又Dr. Künne氏は千九百二十八年三月二十三日及び二十四日に「ニューンベルヒ」に開催せられたる獨逸債權者保護聯合會に於て破産管財人の横領に對する防止方法に關して其意見を陳べ(Dasselbe 2 Jahrg. Heft. 4. S. 61) 又伯林の信託會社Merkurは「何人が和議管財人に適任なる乎」

なる標題の下に其意見を開陳し、又伯林商工會議所は「稅務官吏に對する監督官あると同様破産管財人に對しても監督を置き之れをして破産管財人の職務執行を再調査せしむべし」と高唱し、尙普魯西亞聯邦議會は破産事件の弊害防止の對策を講すべきことを政府に要求する旨の決議を爲したるに、當時政府は右決議に適應する方法を案出することを考慮したのである(Dasselbe 2 Jahrg. Heft. 5. S. 74)。尤も右Dr. Künne氏の意見及び普魯西亞聯邦議會の決議の内容等に付ては、目下之れを知悉するを得ざるを遺憾とする。

私は敘上の中知り得る限度に於て各意見の要點を紹介し、又學者の説明を引用し且之れに對し卑見を附加して見たいと思ふのである。

## 二

破産管財人をして、現行法上適切に管財事務を行はしむるに付ては、Levy判事及び伯林商業會議所の云ふ所に依れば、破産法に基く監督(Aufsicht)を適當に行ひ且其監督を實際的ならしむるに在りとのことである(Konkurs- und Treuhandwesen 2 Jahrg. Heft. 5) 而して破産法の定むる監督は、破産裁判所監査委員及び債權者集會之れを爲すのである。依て以下順次之れに關する意見を述ぶることとする。

## 三



一、破産法第六十一條には「破産管財人ハ裁判所ノ監督ニ屬ス」と明定してある。元來破産管財人は其職務執行に付ては總て責任を負ふて居るものなれども(破一六四條)破産裁判所の監督より全然離れて可きものなりと云ふことを得ない。蓋し破産管財人は國權を附與せられたる裁判所より其能力及び人格に付き信任を受けて其職に任命せられ、以て他人の財産を占有管理處分するものである。従て破産管財人が裁判所の信任に適合する行爲を爲し居るや否やは裁判所の爲すべき常住の調査事項であるからである。是れ破産法第六十一條の規定せられたる所以である。

破産裁判所従て破産判事は破産管財人の總ての職務上の行動を監督するものであつて、其行爲を指揮(Leiten)するものではないのである(註一)。此點は舊破産法(商法)第千十三條に「破産管財人ハ破産主任官ノ監督ヲ受ケ且其指揮ニ從フ義務アリ」と規定せるものと異なる所がある。即ち破産判事は破産管財人の義務違反に對し適當なる命令又は禁止を爲して之れに干渉することを要する。破産判事は其監督權の作用よりして破産管財人に對し何時にても其職務執行に關する報告を求むることを得る。獨逸の制度の下に付て云へば破産判事が破産管財人に對する監督關係は恰も後見裁判所(Vormundschaftsgericht)が後見人若くは後見監督人又は信託人に對すると同一の状態にあるのである(獨民一八三七條、一九二五條(註二))。左れば破産判

事は職權を以て例へば破産管財人をして適法なる配當の執行を爲さしめ、破産法第百八十九條に依り財産目録及び貸借對照表を作成せしめ、又は債權者集會若くは監査委員の決議又は其申立を執行し又は之れに従はしむることを喚起することを得るのみならず、破産状態に付き破産管財人に釋明を求め且其進行を促進(Beschleunigung)せしむることを得るものなれども、然し便宜の問題(Zweckmassigkeitsfragen)に付ては破産管財人の自由裁量の權限を指圖に依つて拘束するが如きことを爲してはならぬのである。左れば破産財團に物件の組入又は其拒絕、破産法第五十三條に反する行爲の追認又は拒絕、強制執行の形式に於ける物件の換價(第二〇二條、第二〇三條)、未完了の雙務契約の解除若くは履行の選擇(破第五九條)、及び否認權若くは反訴請求の提起等に付ては破産管財人の行爲が義務違反として認めらるるときに限り、破産判事は破産管財人に對し之れに反對する行爲を爲すこと又は爲さざることを命ずることを得るのである。破産管財人の作爲又は不作爲が義務違反に屬するや否やは破産判事は破産管財人の辯明を聽きたる上、適當なる自由裁量に依り之れを決するの外なきものである。而して破産管財人の行爲が假令破産判事より便宜に合せざるものと認めらるるものなりと雖も、破産判事は其管理處分行爲に干渉することを得ざるものであるが、然し破産管財人が明白に便宜に合する行爲を爲さず又は明かに便宜に合せざる行爲を爲し、従て此等作爲又は不



作爲が通例義務違反なりと認められ、其中に包含せらるべきものと認めらるる場合に限り、破産判事は之れに干渉することを得るに過ぎないのである(註三)。Wolf判事一派は、叙上の説に反対して次の如く云ふのである。即ち破産管財人に對する破産判事の監督は破産管財人の行爲をして法律の規定に衝突することなからしめ且其義務違反たらしむることなからしむるに在る。故に破産判事は破産管財人に對し其行爲が法律の規定に抵觸することを責問し且其抵觸する行爲を撤回せしむることを得るのみならず破産管財人の措置が便宜に合せず且不十分なるときは、進んで其管理行爲にまでも干渉することを得る。然らざれば破産管財人の義務違反を除去することを得ざるものなればなり」と云ふのである(註四)。獨逸破産法第二草案理由書第三百六頁には「破産判事は破産管財人の行爲が便宜に合するや否やを調査するにあらずして却て義務違反なりや否やを調査するに存する」と明言せるのみならず、破産法第六十一條(獨八三條)の所謂監督は所謂指揮と異なるものであるから、右理由書の解釋の正當なることを知り得べきものなるに反し、Wolf判事及びWilmowski-Kurlbaum氏の説が如き破産法第八十四條(獨九九條)及び同第三百十條第一項第二號(獨一八八條二號)の所謂破産債権者の一般の利益に反するときなる旨の特別規定より、破産判事は破産管財人の管財行爲を積極的に指揮することを得るものなりとの結論が出でて來ないのである。左れば

解釋論としては、Jaeger一派の云ふが如く、Wolf判事一派の意見は妥當なりと云ふを得ざるものと思はる(註五)。

(註一) Jaeger & 83 Ann. 1. 青木博士著説明三七二頁。拙著大綱一六二頁。尙加藤博士著講義三三六頁參照。

(註二) 獨民第一八三七條第二項に曰く「後見裁判所ハ後見人及ビ後見監督人ノ行爲全體ヲ監督シ且相當ノ命令及ビ禁止ヲ爲シ其義務違反ニ干渉スルコトヲ得」と。又同法第一九一五條第一項に曰く「本法中別段ノ定メナキトキハ後見ニ付キ行ハルル規定ヲ保佐ニ準用ス」と。

(註三) Jaeger ebenda; Menzel & 83 Ann. 1. Bleyer & 83, 84 Ann. 1. Busch 1929 & 83 Ann. 1.

(註四) Wolf 2te Aufl. & 83 Ann. 1. Wilmowski-Kurlbaum & 83 Ann. 1.

(註五) Jaeger ebenda.

二(イ)破産法第六十一條に「破産管財人ハ裁判所ノ監督ニ屬ス」とあるより推論して、破産裁判所従て破産判事は、一切の行爲を監督し且其破産管財人の義務違反の行爲に對し命令又は禁止を以て干渉するの權利を有し又義務を負ふものなることが判るのである(註一)。

裁判所の實際に依れば、破産判事の監督權は主として破産管財人の法律上の義務行爲に對し行はるるを常とする。例へば前にも陳べたるが如く、其監督權は破産管財人の爲すべき財産目録及び貸借對照表の作成、中間配當の實施及び終局計算書の提出等に行はるるもの



なるも然し金、錢、出、納 (Kassenführung) に付ては行はれてない。獨逸大審院は千九百四年十二月二十日の判決に於て (Hesse Rsp. 6. S. 66) 「破産管財人の取立てたる金、錢に付ての破産判事の監督權は、利害關係人の申立又は其他の方法に因り、破産管財人に不正行爲ありたることを知りたるときに限り、之れを行ふの義務あるものなり」と云ふて居る。此判決に付てはイエーカ―一派も賛成してゐる(註一)。而して同判決並に之れに賛同する學者も「破産管財人の義務執行に付き疑義の挟むべきものなきときと雖も、尙破産判事は其金、錢出納に付き調査を爲すの權利を有せざるべし」とは明言してないのである。私は、破産管財人の金、錢出納に付ては獨逸大審院及び之れに賛同する學者の明言する所と異なり、Levy判事の説の如く、破産判事の監督權を其金、錢出納に付判事が不正行爲あることを知りたるときにのみ、其行使を爲し得るものと限局せずして、其權利を行ふべき何等かの理由あるときに於ては、判事は亦進んで其調査を爲し得るものなりと廣く解したのである。斯くの如く解せば、金、錢出納に付き現に破産管財人に不正行爲ある場合に於ては之れを矯正することを得るのみならず、又其不正行爲を行ふこと能はざるの豫防手段 (Vorbeugungsmittel) とも爲るのである。要するに破産管財人の金、錢出納に付ては、破産判事は適宜に又何時にても其監督權を行使し得ることとしたいのである。而して其監督方法は如何なるものにてても可なりであつて、例へば月々書面を以て其金、

出納を報告せしめ且其都度金、錢出入の證據例へば銀行に預金せしか否や又は其預金通帳の類の如きを提出せしめ、其報告の誤りなきやを調査するが如くである。破産管財人は、破産判事より金、錢出納に付て斯くの如き監督を受くるも、敢て反對せずして、却て歡迎するに躊躇せざるべしと思はる。蓋し破産管財人は之れに依り其責任を明白にすることを得るからである。加之其監督(金、錢出納)あるの故を以て、世人は破産管財人に對し不信用を挟むこともなかるべしと考へらる。何となれば世人は破産管財人に對する金、錢出納の監督は、恰も國家、公共團體又は銀行が其財産を管理する者又は其使用人に對し、時々而も忌憚なく、監督を爲すと同様の手續に出でたるに過ぎざるものと解すべきを以てである(註三)。

Levy判事の破産係としての長き經驗よりして次の如きことを述べて居る。即ち「自分は十八年以來破産管財人として其取扱事件に付き三月毎に現金勘定を書面に認めて報告せしめ且其勘定と最近の銀行預金帳とを對照することに依りて監督を爲して居る、此監督方に付き自分管轄裁判所管内の破産管財人は不服を申して居らぬ、此手續は歐洲大戰爭勃發當時まで支持し來りたるも、其後に於ては、經濟状態が根本より覆され且複雑と爲りたるのみならず道徳心も亦低下したるを以て、自分の右監督方法は二三の事件に付き不適當と爲りたることを自覺するに至つたのである。這是破産管財人の使用人の詐欺手段に依り欺罔されたる事件



に付てである。自分は又破産管財人の不十分なる會計學上及び經營經濟上の豫備教育に依りては破産事務取扱の任に堪へざることを確信を得た。而して營業事務所の使用人も又裁判所所屬の會計吏も共に判事を有効に輔佐するを得ない故に一定の目的の爲めに養成せられたる監督官吏のみが有効にして且信用すべき調査を爲すことを得るのである。斯る官吏を自分は本年(一九二八年)の始めより使用し居る。斯くの如き官吏は破産管財事務を始めて學ぶものにして且破産管財人に取り常に必ずしも便宜のものにあらざれども然し債權者を保護し且司法に於ける信頼を強固ならしむるの目的に於ては破産管財人の職務と相抵觸せざるものである」と説いて居る(註四)。要するにLewy判事の意見は破産管財事務を調査せしむる爲めには、特に其の爲めに養成せられたる官吏を必要なりと爲すのである。

更にLewy判事は破産管財人監督の方法として帳簿作成方を一定すべしと云ひ、収入簿及び支出簿(Einnahme- und Ausgabebuch)の二種を作成し、其記帳方法を左の如く爲すべしと説明して居る。即ち収入簿には受入の時日、支拂人の氏名及び其支拂ありたる理由の概要、領收書受授の有無、収入額、収入金に付て管財人の爲したる利用方法例へば銀行貯金若しくは郵便貯金として寄託したるや否やを記入し、且収入金額は現金、銀行切手若しくは郵便爲替なりしや又は元金若しくは利子として入りしものなりや又は現品賣却若しくは營業の繼續中に於ける財産目録上

の物品賣却に因るものなりや否やを記載すべきである。而して支出簿には、金錢受領人の氏名及び其支拂を爲したる理由の概要、支出額及び其支出方法に付ての詳細なる説明、例へば銀行爲替、郵便爲替若しくは現金にて支拂ひたるや否やの類の如きの説明である。又其帳簿には、別の欄を設け、之れに依つて財團債權、優先的債權、普通債權、別除權者に對する支拂又は營業繼續の爲めに要せる支出等を即時に知り得るが如き状態のものに爲し置くべきである。次に前記帳簿以外に附録として債務者(破産者の債務者)表を作成せしむべく、這是破産者の債務者元帳より拔萃せしむべきものであつて、同時に金錢收入當否の監督ともなる。又財産目録及び財産換價の證明書を包含する帳簿の作成が最も必要である。此帳簿には破産財團に屬する財産の豫定賣得金、其財産の賣却に依り事實取得したる賣得金額及び換價せざる財産を記載し且之れが説明をも掲載するを可とする」と説明して居るのである(註五)。

(ロ) 破産管財人の職務執行中、破産判事は、特に金錢出納に付ての調査を爲すの必要あるものでないかと思はるのである。之れに付てはLewy判事の意見の如く、一方に於ては、月々又は三箇月毎に、金錢出納の帳簿並に之れに關する一切の書類並に證據書類を提出せしめ、他方に於ては破産管財人をして、金錢收入簿及び支出簿並に財産目録、拔萃表及び債務者一覽表を作成せしめて監督に便ならしむることが便宜に合するものと思はる。同判事の意見中に



「金銭出納の計算に付ては計算専門の官吏をして之れに當らしむるを便宜なりとのこと」あるも、私は信任すべき且事務に精通せる會計士又は計理士を以て之れに當らしめ、之れをして計算關係の鑑定を爲さしむるを我が現狀に於ては最も適當なる處置であるまいかと考へる。尙同判事の前記の其他の意見は我に取つても大に参考となるべきものありと信ずる。

(註一) 前記本文二ノ二註一參照。尙 Dr. Levy 氏の説參照 (Konkurs- und Treuhandwesen 2 Jahrg. Heft. S. 74) 同氏は「破産判事は繼續して破産管財人を監督する權利を有し且義務を負ふ」と述べて居る。

(註二) Jaeger § 83 Anm. 3; Menzel § 83 Anm. am Ende.

(註三) Levy Konkurs- und Treuhandwesen ebende, Vlg. Bleyer §§ 8384 Anm. f.

(註四) Levy Dasselbe 2 Jahrg. Heft. 10, S. 150 f. 財産目録調製の方法は計理士 Appel 氏の考案に係る「破産管財人用書式」(Formularbuch für den Konkursverwalter) が最も参考と爲る趣なるも、私は此書式を所持せず從て之れを紹介するを得ざるを遺憾とする。

三(イ) 破産法第六十八條第一項及び第三項に「破産管財人ノ任務終了ノ場合ニ於テハ破産管財人又ハ其相續人ハ遲滯ナク債權者集會ニ計算ノ報告ヲ爲スコトヲ要ス、破産管財人ハ利害關係人ノ閱覽ニ供スル爲メ計算報告書及監査委員ノ意見書ヲ債權者集會ノ日ヨリ三日前ニ裁判所ニ提出スルコトヲ要ス」と規定してある。此の點に付き學者の云ふ所に依れば「破産判事は破産管財人に對し破産法第六十一條の所謂監督權、及び同法第一百十條第二項の所謂

調査權を有するものなるを以て、破産管財人の終局計算 (Schlussrechnung) 及び其證據書類を債權者集會期日前に閱覽し且事情に依り職權を以て鑑定人をして管財計算の事實的調査 (Sachliche Nachprüfung) を爲さしむるの權利を有し且義務を負ふものである」と(註一)。而して其終局計算は唯單に收入及び支出を對照するを以て十分なるものにあらずのみならず、破産管財人の一切の職務執行の完全なる狀態を指示することを必要とする(註二)。即ち終局計算の調査は計算勘定の項目に限るものにあらずして、却て破産管財人の一切の職務執行の點に存するのである(註三)。

(註一) Jaeger § 86. Anm. 3; Fitting S. 324 Anm. 27; 之々に對し判事に調査義務なしと説く者は Petersen-Kleinfeiler § 86 Anm. 5; Bleyer § 86 Anm. 5, Senst Handbuch 4te Aufl. S. 158.

(註二) Levy Konkurs- und Treuhandwesen 2 Jahrg. Heft. 10, S. 149.

(註三) Senst ebenda S. 158 ff. 而して Levy 判事は次ぎの如く説いて居る。曰く「破産判事の調査を爲すの義務あり且權利ある所は事實の點にあつて、即ち事實上の調査 (Sachliche Nachprüfung) にありて、算數的調査 (rechnerische Nachprüfung) の點に存するものではない。破産判事は算數的調査を爲すの責務を有せない、判事は計算するを得ず且帳簿検査を爲すの知識なきのみならず、裁判所の計算吏をして算數的調査を爲さしむる義務もない。終局計算は法文(獨破八六條、日破一六八條)の明言せる如く、破産裁判所に之れを報告するものにあらずして、却て債權者集會に報告するも



のである。又計算書及び其證據書類は利害關係人の閱覽に供する爲めに提出するものにして、其提出は破産裁判所の閱覽に供する爲めのものでない。故に利害關係人たる債権者自ら調査し且數字的計算を爲すべきである。而して破産判事の爲すべき事實的調査は計算勘定が完了せしや否や、管財人の職務執行の全班を示すや否や並に財産目録に詳記せる一切の財産の換價を記するや否やに存するに止まるものにして、即ち事實的調査は表はれたる管財人の計算勘定に欠缺なきや否やを發見するに止まり、破産判事は監督權の下に管財人に對し此欠缺(若し存せりとせば)の除去を要求することを得る。破産判事は終局計算の事實的調査に屬するものの以外に付き監督する權利を有するも義務を有しない(Ley's Konkurs- und Treuhandwesen I Jahrg. Heft. II, S. 170)。要するに判事の説は破産判事の調査義務は事實的調査の點に止まり算數的調査の點に「あらず」と云ふに歸着する。破産判事が算數的調査を爲すの義務なからんも然し之れを爲すの權利あることはLey判事の否認せざる所である。

(ロ)破産判事の終局計算の調査は、監査委員の設置ありたる場合に於ても尙必要なりや否やは疑問の餘地がある。Sensl判事は監査委員が信任を缺くか若くは専門的知識の不十分なる爲め終局計算に付き相當なる調査を爲し能はざる場合又は其調査が義務に違反して爲されざる場合に於ては、破産判事は自ら終局計算の調査を爲さざるべからざるものなり」と説いて居る(註)。

(註) Sensl ebenda S. 169.

(ハ)破産債権者集會は實際上終局計算に付ての根本的調査を爲すことを得ない。元來法律は破産債権者及び破産者を以て破産管財人の計算關係の利害關係人と認むるものなるを以て、從て破産債権者及び破産者が終局計算の調査を爲し且之に對し多少の異議を述ぶることを爲すを豫期するのである。然し大なる破産事件に於ては、其計算の範圍が甚だ廣汎に互る爲め、一面に於ては、破産債権者等が事實其調査を爲すの時日を有せざること屢々これあるのみならず、破産債権者には法律及び事實上の知識の欠缺あり又計算の調査に要する心勞を爲すの恐怖あると、他面に於ては、破産裁判所が計算に付き相當の調査を爲し吳るとの信頼少なからざるとに因り、破産債権者は破産管財人の終局計算に付き調査を爲すを避くるを常とする。破産事件に於ては破産財團の管理に伴ふべき複雑したる種々なる範圍廣き行爲を要する爲め並に破産管財人の誠實及び正直に對する疑の起ることの實例稀有ならざる爲め、終局計算の根本的調査の必要ある場合に於ては、裁判所の側より其調査を爲し吳るべく又は是れあるが當然なるを以て、從て破産債権者が進んで終局計算の調査を爲すことを敢てせざるべしと思はるのである(Sensl a. a. O.)。故に債権者集會の監督に餘り重きを置く譯に行かないのである(尙後出債権者集會監督の部参照)。

四、利害關係人は、破産裁判所、從て破産判事の破産管財人に對する干渉を爲すことを申請し、

破産管財人の監督





之れに依り破産判事をして破産管財人の行爲が義務違反なりや否やを職權上調査するの動機を惹起せしむることを得る。破産判事が利害關係人の申請を拒絶して破産管財人に對する命令又は禁止の干渉を爲さざるときは、利害關係人は其拒絶に對し不服を申立つることを得るやと云ふに、イエカー一派は「申請の拒絶に因り、申請者は其個人的權利を侵害せられたるものにあらずして即ち抗告を爲すに必要な苦痛(Beschwerde)を欠如せるものなるを以て、利害關係人は其拒絶に對し破産法第一百十二條に依る即時抗告を爲すことを得ないものなり」と説明するのである(註一)。然るにウオルフ判事は「破産判事の拒絶に對しては利害關係人は、民事訴訟法第五百四十四條の規定を準用し異議の申立を爲すことを得べく、其異議の申立が却下せられたる場合に於て、其問題と爲りたる處分に付き利害關係を有する限り、即時抗告を爲すことを得るものなり」と説明してイエカー一派の説に反對するのである(註二)。私はウオルフ判事の所謂民事訴訟法第五百四十四條の準用には賛成せざるも、然し申請の拒絶に對しては利害關係人は所謂苦痛を有するものなるを以て破産法第一百十二條に依り即時抗告を爲し得るものと考へる。左れば結果に於てはウオルフ判事の説と同一と爲るのである。

(註一) Jaeger § 83, Anm. 4; Mentzel § 83 S. 359.

(註二) Wolf § 83 Anm. 3 u. § 73 Anm. 1. (Jaeger § 73 Anm. 6 は「ウオルフと異なる」)。

破産判事が前記の所謂申請を拒絶することと破産管財人が利害關係人の申立を拒絶することとは固より別問題である。破産管財人が利害關係人の申立を拒絶し、爲すべき行爲を爲さず又は爲すべからざる行爲を爲したるときは、利害關係人は其作爲又は不作爲に對し民事訴訟法第五百四十四條に準じ異議の申立を爲すことを得る。例へば破産管財人が差押ふべからざる自由財團を破産財團に組入れ又は差押ふべき財産を差押へずして、從て破産財團に組入れざる場合に於て、利害關係人は其作爲又は不作爲に對し異議を申立つることを得る(破一〇八條、民訴五四四條)。破産管財人の作爲又は不作爲に對しては異議の外訴を以て争ふべきものなりとの議論もあるも、私は異議を以てすべきものと考へて居る(拙著破産法大綱二〇一頁以下、拙稿破産財團を論ず記念論文集三八五頁以下参照)。

五、破産判事が故意又は過失に因り破産管財人に對する監督權の行使を懈り、因て利害關係人に損害を及ぼしたるときは、其破産者に對し損害の賠償を爲すべき責任ありやと云ふに、獨逸法の下に於ては同民法第八百三十九條の規定に依り判事は損害賠償の責に任すべきものなること明白なりと雖も(註一)、我が國に於ては、此の點に付き特に不動産登記法第十三條、戶籍法第四條及び公證人法第六條の如き明文なき以上、破産判事に民法第七百九條に依る損害賠償の責任なきものと解するを妥當とする(註二)。

(註一) Jaeger § 83 Anm. 8, Mentzel § 83 Anm.



(註二) 拙著破産法及和議法研究五卷三七頁註。尙磯谷氏各論八六五頁、中村氏各論七三九頁、等は消極説を採らる。尙大正十一年十月十四日東京地判決(法新聞二〇七七號一九頁)参照。又同十二年八月二十八日朝鮮高判決(法評十三卷民一九六頁)、同十三年五月十四日大審院判決(同二二七五號二〇頁)等も亦然り。

六(イ)裁判所は監督權を有するの結果として、職務執行に不適任又は不適當なる破産管財人を職權を以て解任(Entlassung)するの權利を有するのみならず、其義務を有する、又債權者集會の決議又は監査委員の申立ある場合に於ても、執務に不適任又は不適當なる破産管財人を、自由裁量を以て、解任するの權利を有し且義務を負ふてある。解任の場合には、破産管財人を審訊することを要するのである(破一六七條)。破産法の條文には「裁判所ハ……破産管財人ヲ解任スルコトヲ得」とありて、破産裁判所は破産管財人を獨り解任するの權利を有するに過ぎざるが如く見ゆるも、左にあらすして、破産管財人を不適任又は不適當なりと思量せば之れを解任するの義務をも有するものと解すべきである(註二)。然らざれば破産裁判所從て又破産判事は職務曠廢の責を免れざることと爲るのである。

解任の事由は、前記の如く破産事務執行に不適任又は不適當なることを云ふのであつて、例へば破産管財人に義務違反の行爲あり又は其精神的及び肉體的欠缺の爲め若くは破産宣告

榮譽權喪失、禁治産宣告の爲め、其職勞に堪へず又は信用を失墜したるものと認むべきが如きを云ふのである。而して終局配當の終了後に於ても尙追加配當を必要とする場合に(破二八三條)在ては、破産管財人の解任を爲すことを得る(註三)。

(註一) Jaeger § 84 Anm. 4

(註二) Jaeger a. a. O.; Mantzel § 84 Anm. 2.

(ロ)破産管財人は、解任の裁判に對して即時抗告を爲すことを得る(破一一二條)。解任の裁判は解任せられたる破産管財人に送達せらるべきものであつて(破一一一條)、其送達に依り其效力を生ずる、又解任は新破産管財人選任の公告と同時に(破一四三條三項)公告せらるべきものである。而して解任に對する即時抗告ありたる場合に於ては、其抗告は抗告裁判所又は原裁判を爲したる破産判事の特別なる處分なき限り、執行停止の效力を有せざるを以て(破一〇八條民訴四一八條一項)從て解任及び新破産管財人選任の公告は、即時抗告に對する裁判の確定と同時に(破一〇八條)行はるべき筈であるも、これにては不都合あるを以て、抗告裁判所又は破産判事は民事訴訟法第四百十八條第二項に依り、特に解任の裁判の執行を命じ解任及び選任の公告は即時抗告の裁判の確定を俟たずして直ちに行はるることと爲すべきである(註一)。

債權者集會の決議に依る解任申立又は監査委員の解任申立を棄却する裁判に對しては、各



債権者又は各監査委員は即時抗告を爲すことを得る。債権者集會又は監査委員が其團體として即時抗告を爲すことを得ないのである(註二)。

獨逸法の下に於ては破産管財人の義務違反に付き千麻克以下の秩序罰を課することを得る(獨破八四條前段、元は二百麻克以下なりしを一九二四年の命令にて千麻克以下に改む)。我に於ては斯る規定を設けてないのである。

(註一) 此の點は獨逸法とも同一なりと思ふ。獨逸民事訴訟法第五七二條(同第七九三條三號對照)に依れば、抗告は原則として執行停止の效力を有さない。従て解任に對する即時抗告ありと雖も、其解任は執行停止の效力を有せないの故に、抗告裁判所に依る解任取消の裁判は遡及力を有せぬ。故に解任せる舊破産管財人を再び其地位に就かしめんとせば、新破産管財人を解任したる上なることを要するのである。而して新破産管財人が舊破産管財人の再任まで爲したる中間の行爲は固より有効である(Jaeger § 84 Anm. 6, Mentzel § 84 Anm. 3)。

(註二) Jaeger § 81 Anm. 5, Mentzel § 84 Anm. 3, Bleyer § 81 Anm. 4.

(二) 右所謂解任とは、其意に反するの職務解除(Entlassung wider Willen)であつて、行政的意味に於ける解職(Abreizung)である。而して破産管財人は正當なる事由あるに非ざれば濫に解任することを得ないのである(破一六〇條)。裁判所が其解任の申出を許さざるときは、其裁判に對し即時抗告を爲すことを得る(Jaeger § 48 Anm. 3)。

#### 四

(イ) 監査委員 (Gläubigeran Ausschuss) は破産管財人の監督機關であつて、即ち法律は破産管財人の監督を監査委員にも爲さしむるのである(註一)。而して監査委員を分ちて二つと爲すことを得る。一は合議體 (Kollegium) としての監査委員假りに監査委員會と名づくであり、他は監査委員會の一員 (Mitglieder) としての監査委員法律の所謂各監査委員である。

(ロ) 各監査委員は何時にても破産管財人に對し、破産財團に關する報告を求め又は破産財團の狀況を調査することを得る(破一七三條)。従て破産事件の進行に關する帳簿及び書類特に破産管財人の通信を閲覽するを得るのみならず、金錢出納の狀態をも調査することを得るのである(獨破八八條一項後段參照)。而して監査委員にあらざる破産債権者は、破産管財人の管財事務に關する書類等を閲覽するの權利を有して居らぬ。若し夫れ此の破産債権者に閲覽權を認むるに於ては之れが爲め、破産管財人の計畫を無効ならしむる虞あるのみならず、破産債権者の我利的目的に悪用せらるるの危険あるを以てである(註二)。破産管財人の行爲が各監査委員の正當なる要求に反する場合に於ては、各委員は破産管財人に對する監督官廳の干渉を求むることを得る(破一六一條、一六七條)。

(ハ) 合議體としての監査委員會は、破産管財人に對し、當然、破産財團の狀況の報告を爲さしむ



る権利を有して居らぬ様である。但し債権者集會が特に定めたる場合に於ては監査委員會は此限りでない(破二〇五條参照)。而して破産管財人が其寄託したる貨幣、有價證券其他の高價品の返還を求むる場合又は受寄者として支拂其他の給付を爲さしむる爲め證券を發行する場合には、監査委員會の同意を得ることを要し(破二〇六條、破産管財人が配當を爲す場合破二五七條)若くは破産法第九十七條列記の行爲を爲す場合には監査委員會の同意を得ることを要するのである。此等監査委員會の同意なるものは、破産管財人に對する監査委員會の監督權の作用とも云ふべきものと思ふ。獨逸破産法第八十八條第二項は「監査委員會ハ破産管財人ニ對シテ事件ノ狀況及ビ職務執行ニ關スル報告ヲ求ムルノ權利ヲ有ス、監査委員會ハ毎月少クモ一回委員ヲシテ破産管財人ノ金庫ヲ調査セシムル義務ヲ負フ」と規定して監査委員會が破産管財人に對する監督權を有し居ることを明白にして居る。尤も我が破産法第六十八條第三項に「破産管財人ハ利害關係人ノ閱覽ニ供スル爲メ計算報告書及ビ監査委員ノ意見書ヲ債権者集會ノ日ヨリ三日前ニ裁判所ニ提出スルコトヲ要ス」と規定してある。之れに依れば、監査委員會は破産管財人の終局計算報告書に付ての意見書を提出しなければならぬので、従つて監査委員會は破産管財人の終局計算を調査することを要し且其調査は破産管財人の帳簿及び其附屬書類をも算數的に又内容的に爲すことを要する(註三)。而して斯る調

査は監査委員會に於て破産判事の補助者として爲すものでない。蓋し監査委員會は破産判事の爲すべき義務を履行するものにあらずして却て破産管財の獨立機關として債権者團體保護の爲め、法律が自己に附與したる權限に基き其職務を行ふものであるからである(註四)。

監査委員會が合議體として行動する場合には、各監査委員は其評議及び決議に参加するの必要上、其各個の行動を制限せらるるのである。左れば監査委員會全體としての申立を要する場合(例へば第一六六條制定の管財人解任の申立、又は第一七六條の所謂債権者集會招集の申立の如き)に於ては、各監査委員個人の申立は、只單に裁判所をして意思を惹起せしむる爲めの動機(拘束力なき)と爲るに過ぎざるものである(註五)。

(註一) 監査委員は、破産管財人を監督及び補助するの破産債権者團體の私の機關である。而して監査委員會を置くや否やは第一回の債権者集會に於て之れを議決するものであつて、其員數は三人以上とし、債権者集會に於て之れを選任し其選任の決議は裁判所の認可を得ることを要する。獨逸法の下に於ては、選任の決議に對しては裁判所の認可を必要とすと定めてない。依て弊害ありと獨逸の學者は唱へて居る(例へば Jaeger 287 Ann. 5 の如し)。監査委員會は合議體なるが故に、其職務の執行は過半數を以て之れを決するのである。監査委員に選任せらるべきものは、債権者及び其代理人でも可なるのみならず、其他の男女にても可なりである。左れば一旦委員に當選したる破産債権者が其債權の讓渡後に於ても尙委員として留ることを得るのである。



法人にても破産管財人の場合と異なり、監査委員と爲る資格があつて其機關に依つて職務を行ひ得る。蓋し法人を以て監査委員と爲すは取引の要求(Verkehrsbedürfnissen)にも合するのみならず、監査委員の法律上の職務にも適するからである。此機關は法人の爲めにも又自己個人の爲めにも又従て破産債権者團體の利益の爲めにも行動すべきである。例へば獨逸に於ける *Hortinden* の破産事件に於ては、監査委員の全部が法人であり又 *Leipziger Bank* の破産事件に於ては監査委員の三分の二が法人であつたのである。破産管財人と爲ることを得るものは、自然人に限るものなりと説く學者にても、監査委員に付ては自然人以外に法人にても可いと云ふのである。而して破産管財人及び破産者は監査委員と爲ることを得ない。蓋し破産管財人は、監査委員に依り監督せらるるものであり、破産者は破産債権者團體と利害を異にして居ればである(Jaeger § 87, Anm. 5; Mentzel § 87, Anm. 5; Bleyer § 87, Anm. 2; 拙著大綱一七九頁。又 *Seuffert*, S. 164; *Kohler*, S. 426, 然るに *Wilmowski-Kurbaum* § 87 Anm. 4 は破産者でも監査委員と爲ることを得と説くも贊成者がない)。裁判所は監査委員に對しては、破産管財人の選任の場合と異なり、其選任を記する書面の交付を必要としない(破一五九條參照)。獨逸に於ては前記の如く、我が國と異なり、監査委員の選任決議に付ては、裁判所の認可を必要としないので、従て其選任決議が破産債権者の一般の利益に反するときは、裁判所は破産法第九十九條(破一八四條)に依り、破産管財人等の申立に基き、其執行を拒むことを得るや否やに付て學者間に議論あつて、*Jaeger* 教授は、選任決議は同條の所謂執行を要せざるものなるが故に、被選任者の人格に對する異議は之れを許さずと解して居る(Jaeger § 87, Anm. 5, 然るに反對 *Mentzel* § 87; *Anm. 5*; *Wolf* § 99 Anm. 1)。

(註四) Jaeger § 88 Anm. 3.

(註四) Dr. Levy, *Konkurs- und Treuhandwesen Jahrg (27) Heft II*, S. 171.

(註五) Jaeger § 88 Anm. 4

二、破産事件の監査委員は、株式會社の監査役に大體相當する。監査委員が破産管財人に對する監督が有名無實に終るならば、丁度、現今、監査役の取締役に對する監督の不責任なる非難の如きものを監査委員も受くるに相違ない。大阪控訴院長谷田博士が、昭和四年四月二十五日開催の信託協會第四回定時總會後の晚餐席上に於て監査役の現状を非難して次の如く云はれて居る。今茲に之れを引用するを許されたい。即ち我々が株式會社關係の事件を取扱ふ際、色々に感知する事の内、最も強く我々を刺戟するものは、監査役の態度であります。一體我國の監査役は己れの職分を何と心得て居るのであらうか。取締役がドンナ亂暴を働かうとも、支配人がドンナ横着を仕やうとも、帳面の上に大きな穴が明いて居やうが、金庫の中が空っぽになつて居やうが、ソナ事には一向お構ひなしに、平氣でボーナスを取つて居る。知らず知らずのうちに、非行に加擔するののか。何れにしても其無責任さ、加減は言語同斷沙汰の限り、と謂はねばならぬ。是は随分ヒドイ評言であります。私に少くも私が裁判上經驗した範圍に於ては、之れが本當の事實であるから致方がない。斯様な有名無實の木偶に大資



本大事業の監査を委ねて置くから、途方もない破綻を生じ、多くの人々に絶大の迷惑を懸け、甚しきに至つては被害者をして絶望の餘り死を選ばしむるやうな悲劇を生むのである。即ち我國現時の監査役は無責任無能力で、到底其任務を完ふする資格の無い者でありますから、眞に責任を負担し且つ能力を具有する機關を以て之に代へなくてはならぬのであるが、然らば如何なる機關を以て之に代ふべき乎。私の見るところでは、只今差當り信託會社を他にしては他に此任務を果す適格者は存在しないと思ふのであります。と高唱されて居る(信託協會會報第三卷三號五頁以下)。破産事件の監査委員は、谷田院長が監査役に對して爲された如き非難を受けざる様心掛けねばならぬのである。

三、監査委員は、破産管財人に不誠實の行爲(Veruntreuung)ありと認むるときは、其解任を破産裁判所に申立つることを得る(破一六七條)。而して監査委員は破産管財人と異なり正當なる事由なきときにも其任務を辭することを得る(破一六〇條參照)。尤も監査委員が善良なる管理者の注意を怠りたる爲め利害關係人に對し負擔することを要するに至りたる損害賠償を支拂ふべき責に任ずることを留保しての事である(註一)。次に監査委員は解任に因つて其職務の終了を來たすのである。即ち解任は、債權者集會の決議を以て之れを爲すことを得るのみならず、裁判所に於て重要なる事由あるときに限り、利害關係人の申立に因り、之れを爲すこ

とを得るのである(破一七四條)。債權者集會の決議に因る解任は、監査委員に之れを通知することに依つて其效力を生ずる(民九七條)。此の決議に因る解任は裁判にあらざるを以て、從て其解任決議に對し破産法第一百十二條に依り即時抗告を爲すことを得ない。然し裁判所の解任は裁判なるが故に之れに對し即時抗告を爲すことを妨げないのである(註二)。

(註一) Bleyer § 92 Anm. a; Jaeger § 92 Anm. 3. Petersen-Kleinfeller § 92 Anm. 2. 然るに Senffert S. 165 は監査役は留保なしに而も何等理由なしに辭任するを得と説く。

(註二) Jaeger § 92 Anm. 1; Senffert a. a. O.; Bleyer § 92 Anm. b. 然るに Petersen-Kleinfeller は前掲に於て裁判所の解任は、裁判にあらすして何等の拘束を受けざる自由の意思表示に過ぎざるものなるを以て從つて其解任に對し即時抗告を爲すことを得ざるものなりと説明して居る。Fitting § 36 Anm. 9. S. 329 9 P. 氏と同一結論である。

## 五

破産債權者集會(Gläubigerversammlung)も亦破産管財人を監督する權利を有するのである。此の事は破産法第二百五條に「破産管財人ハ債權者集會ノ定ムル所ニ依リ債權者集會又ハ監査委員ニ破産財團ノ狀況ヲ報告スルコトヲ要ス」と規定してあるより見て明白である。而して同條は、獨逸破産法第三百三十二條第二項に所謂債權者集會ハ管財人ガ爲シタル管理及ビ換價ニ關シ集會又ハ監査委員會ニ報告シ且計算スベキ方法及ビ時期ニ付キ之ヲ決議ス」と同趣



旨である。破産債権者集會は、破産法第二百五條の規定ある結果、其自由裁量に従ひ、破産管財人をして、回歸的に破産財團に關する報告を爲し且計算關係を通知せしむることを命ずることを得るのである。Jager 教授は曰く「大破産事件に於ては債権者集會は、破産管財人をして時々、或は一箇月目とか或は三月目とかに、破産財團の管理及び換價の進行に關する書面を提出せしめ且利害關係人の閱覽に供せしむる爲め之れを裁判所書記課に提出せしむることを可とする。左すれば債権者をして破産財團の現狀に通ずることを得せしむるの利益あるのみならず、破産管財人をして益々奮つて其職務を行はしむるの刺戟とも爲り、且終局報告を簡易ならしむるの利益がある」と。同教授の右意見は、Levy 判事の言の如く、誠に参考に値するものである。而して同判事は「右教授の意見を擴張して、破産事件の進行を月々若くは三月目に、一切の債権者に知らしめ、若し債権者の數多きに上る場合に於ては、日刊新聞紙又は専門雜誌等に於て其進行を公告することにした。又債権者集會が、破産財團に關する銀行勘定の概要を債権者をして閱覽せしむる爲め、裁判所書記課に備付くべきことを破産管財人に命ずることも、便宜に合するものなり」と説いて居る (Levy, Konkurs- und Treuhandwesen 1 Jahrg. 1927. Heft S. 11 S. 170)。同判事の私見も、破産管財人の監督方法として適當なるものと思はる。而して若し債権者集會が破産管財人をして回歸的報告及び計算提出を爲さしむることを懈る場

合に於ては、破産管財人が財團を配當し且終局計算書を附屬書監査委員の意見書と共に裁判所書記課に提出したる後、始めて破産管財人に對する監督權を行使することを得るに至るに過ぎないのである(破一六八條參照)。Levy 判事の經驗に依れば右の如く、破産管財人が終局計算報告の際に監督權を行ふと云ふが如きは、債権者をして往々其權利を行使するの機會を失はしむること多くして、餘り效果なきものなりとのことである (Konkurs- und Treuh. a. a. O.) 尙此の點に付ては前記三の三(ハ)參照。

破産管財人は、債権者集會の決議に因る命令(指圖)に従はざるときは、債権者集會は破産管財人解任の決議を爲すことを得る(破一六七條)。獨逸破産法第八十四條に依れば破産管財人義務違反の場合に於ては、解任以外に尙于麻克以下の秩序罰を破産管財人に課することを得るのである。

二、破産法が第一回債権者集會に於て破産者及び之に扶養せらるる者に對する扶助料の給與營業の廢止又は繼續及び高價品の保管方法に關する決議を爲すことを得る旨を定め(一九四條)又破産管財人が破産法第九十七條列記の行爲を爲すに付き債権者集會監査委員の設なきときの決議を経ることを要するものと定めたること(一九八條)の如き、又同法第二百條及び第二百一條等の如きは、是れ皆破産管財人に對する債権者集會の監督權行使の作用に外ならざるものであると解する。



六

破産管財人に對する監督機關は、成法上、破産裁判所破産判事、監督委員及び債權者集會の三つである。而してLevy判事は近來獨逸に頻繁起る破産管財人の不正事件を豫防するが爲めには、現行法の下に於ては、監督權を嚴重にするより他に途がないと述べて居る。近時、獨逸プレスラウ市に於ける某破産管財人は年來破産事務に従事し而も信用ある人なりしが、破産財團を横領して自殺したとのことである。之れに付きLevy判事は益々慨歎して曰く「曩に屢々破産管財人の不正事件あり、今又不祥事件起る。之れを防遏し又除去せんには破産管財人に對する監督を愈々嚴重に爲すの外はない。吾人は既に屢々主張せる以上に、益々強き語調を以て、愈々多き監督を必要とするものなり(Mehr Aufsicht)と高唱するのみならず、總ての破産管財人も其管財事務に對する監督官の絶えざる監督に服することを自ら希望せらるることを切に忠告する。然らば經濟社會は破産事務を執る破産管財人に信任を拂ふに至るべし」と(Konkurs- und Treuhänderwesen 3. Jahrg. 1929 Heft 11. S. 176)。我が國に於ては、幸にも破産管財人に不正の行爲あることの噂さがない様であるが、前車の覆るは後車の戒めとなるか、又は轉ぬ先きの杖とか云ふ諺もあるので、獨逸に於ける破産管財人の不誠實(Untreu)及び之れに對するLevy判事の私見は我に取り三省する價值なきものでもなき様に思はるのである。

(昭和四年十二月二十日脱稿)

昭和五年四月一日印刷  
昭和五年四月五日發行

神戸商業大學商業研究所

神戸市吾妻通三丁目十七番屋敷

印刷者 佐藤爲吉

神戸市吾妻通三丁目十七番屋敷

印刷所 中外印刷株式會社



商業研究所講演集既刊目次

第一輯	經濟的文化發達の道程に於ける二傾向 海上に於て生ずる費用及損害の負擔者如何	坂西 由藏 田崎 慎治	第二十一冊	爲替相場の決定について	増井 光藏
第二輯	産業代議制 戦後に於ける國際貿易の趨勢	丸谷 喜市 石橋 五郎	第二十二冊	民事政策と辯護士制度	齊藤常三郎
第三輯	所得税と會社經營 最近に於ける各國關稅政策の傾向	原口 亮平 瀧谷 善一	第二十三冊	景氣豫報の實現	津田 武二
第四輯	海法の將來 獨逸賠償金問題の前途	烏賀陽然良 増井 光藏	第二十四冊	ドーゾ案の國際經濟理論	増井 光藏
第五輯	取引保護より見たる民法	石田文次郎	第二十五冊	本邦倉庫の職能に就て	内池 廉吉
第六輯	世界戦争によりて獨逸の被れる 人口上の損失	坂西 由藏	第二十六冊	會計事務の管理	原口 亮平
第七輯	保全會社に就て	原口 亮平	第二十七冊	貨幣制度に於ける金の地位	田中 金司
第八輯	資本の流通と有價證券	福田敬太郎	第二十八冊	リーフマンの限界剩均等の法則	丸谷 喜市
第九輯	中央卸賣市場に就て	内池 廉吉	第二十九冊	英國の新關稅政策	瀧谷 善一
第十輯	和議法に就て	齊藤常三郎	第三十冊	我國の人口集積と國策	石橋 五郎
第十一輯	社會運動と社會進化	坂西 由藏	第三十一冊	勞働爭議調停法と罷業の自由	丸谷 喜市
第十二輯	復興景氣と戦争經濟學	津田 武二	第三十二冊	資本の維持と經營の維持	原口 亮平
第十三輯	白地引受に就て	烏賀陽然良	第三十三冊	住所に關する考察	齊藤常三郎
第十四輯	經濟組織の發達と貨幣の職能	増井 光藏	第三十四冊	限外發行論	田中 金司
第十五輯	最近に於ける英國の關稅政策	瀧谷 善一	第三十五冊	公債乎租稅乎	花戸 龍藏
第十六輯	商業學の教授上に實際問題を用ふる價值	田崎 慎治	第三十六冊	稅法上の損益	原口 亮平
第十七輯	企業の發展と有價證券	福田敬太郎	第三十七冊	支拂猶豫に關する法律的考察	齊藤常三郎
第十八輯	最低賃銀に就て	丸谷 喜市	第三十八冊	經營學に於ける實用主義	平井泰太郎
第十九輯	物價論の一考察	田中 金司	第三十九冊	破産及び和議と信託	齊藤常三郎
第二十輯	會計より觀たる物價と經營との關係に就て	原口 亮平	第四十冊	英蘭銀行券と政府紙幣との合併に就て	田中 金司
			第四十一冊	商學の任務とその内容	福田敬太郎
			第四十二冊	新らしき主義の民法	齊藤常三郎
			第四十三冊	市場の發生及び發展	福田敬太郎



終